

「議員定数と報酬のあり方」検討のまとめ ～第10回全員協議会（R4. 2. 15）協議結果から～

1 常任委員数（委員会構成人数）

常任委員数は1委員会8人とし、重複所属しない。

前回の「議長諮問事項に対する答申書」（平成26年11月21日付芽室町議会運営委員会委員長発芽室町議会議長宛）には、「現在の常任委員会委員数の5人体制の下では、委員長が進行・調整に徹することから、実質4人の委員による協議となっている。議員の自己評価では少人数だけを根拠とするものではないが、『活発な議論間討議がなされていない』という結果となり、委員が1名欠席した場合には採決を延期するなど支障を来した実例があった。」とされている。

そのため、この時の答申では、委員会活動の活性化に力点を置くことを目指し、多様な意見を十分に討議できる人数を「8人が妥当」と結論付け、併せて、重複所属の導入にあっては、全国の先進事例における重複所属の撤回及び議員活動のバランスの欠如や多忙感の増長による辞職等の実例などから、議会運営や活動への支障を来すことを懸念するとしている。

また、「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」（同あり方検討委員会：平成31年3月発行）では、町村議会の委員会人数について「人口比」から「討議できる人数」へのシフトを唱え、科学的な根拠は希薄であるものの、その人数を「7～8人」を基準と示している。

本町議会においては、平成27年度から1委員会8人体制として今日に至り、前述した課題に対応した機能となっていることから、現状どおりの体制を継続すべきとするものである。

2 委員会数（常任委員会数）

常任委員会数は2委員会とし「総務経済常任委員会」及び「厚生文教常任委員会」とする。

平成27年度の見直しにより現行の2委員会となり、令和3年度には町の機構改革に併せて、改めて事業の関連性を重視し各所管委員会に担当部門を割り振ったところである。一定期間（概ね3～4年）、2委員会の活動量の分析を経てから見直しを検討すべき事項として、現状通りの体制を継続すべきとするものである。

なお、新たな常任委員会の設置として、「広報広聴」に関する機能の設置を議論した結果、「1. 常任委員数」でのまとめのとおり、重複所属はしないことと、令和3年度から議会だよりの編集機能として「編集企画会議」を新設したことから、現状通りの体制を継続すべきとするものである。

3 議員定数

常任委員会の委員数は1委員会8人、常任委員会数は2とし、重複所属しないことから16人とする。

前述の「1. 常任委員数」及び「2. 委員会数」の結論に基づき、議員定数を導いた結果、現状通りの定数を継続すべきとするものである。

なお、一方で、定数減の議論として、議会改革の成熟度に伴う定数の精査や、住民参加による補完機能（研究会・委員会等）で議会力を充実させる提案もあったことを今後の検討課題として付け加えることとする。

4 政務活動費

現時点で、緊急的な課題はなく現状通りとする。

平成 26 年度の答申を踏まえて改めて検討するものの、政務活動費の主たる用途となる研修経費は、本町議会においては公費で安定的に措置されており、さらに、研修内容も議員の意見・要望が反映されていることから、当時（平成 26 年）と比べて大きな課題はなく、政務活動費の導入はせずに現状どおりで適正と考える。

ただし、議員個々が多様化する社会情勢を的確に捉え、議会力の向上、議会活動の広報推進に寄与するためには、用途の透明性の確保（情報公開の充実、報告会・報告書の作成）を前提とし、導入実績のある道内他の自治体議会の事例等も研究し、今後のあり方を模索する必要がある。

なお、現時点で想定する交付手法の一例としては、一律概算支給ではなく精算方式等であり、必要な議員が必要な用途に基づいて執行した経費を交付できる仕組みとし、並行して、増加する事務量を視野に入れた事務局体制のあり方も含めて検討すべきとする。

5 費用弁償

現時点で、緊急的な課題はなく現状通りとする。

制度の根拠及び町内の他の公職者との整合性からも、議会単独での制度改正は慎重にすべきであり、改正の際は、他の公職委員と歩調を合わせて議論すべき事項である。

ただし、議員のなり手不足解消、多様な人材の確保という視点で分析すると、他の公職者との整合性のみを根拠とすることなく、議会（議員）としての適正な支弁になっているかどうかを検証する課題はある。